

横浜市立中丸小学校PTA規約

(令和4年10月1日改正版)



逐条索引

	頁		頁
第1章 総則		第32条 (総会の成立)	5
第1条 (名称)	1	第33条 (議決方法)	5
第2条 (事務所)	1	第3節 役員会	
第3条 (目的)	1	第34条	5
第4条 (活動)	1	第4節 委員会	
第5条 (方針)	1	第1款 総則	
第6条 (会員)	1	第35条 (委員会の種類)	6
第2章 会計		第36条 (委員長及び副委員長)	6
第7条 (会費)	1	第37条 (欠員)	6
第8条 (経費)	2	第38条 (開催)	6
第9条 (予算)	2	第2款 運営委員会	
第10条 (決算)	2	第39条 (運営委員会)	6
第11条 (会計年度)	2	第40条 (組織)	6
第3章 役員		第41条 (開催)	6
第12条 (組織)	2	第42条 (任務)	7
第13条 (選定)	2	第3款 常任委員会	
第14条 (立候補)	2	第43条 (常任委員会の設置)	7
第15条 (任期)	2	第44条 (常任委員会の種類)	7
第16条 (欠員)	3	第45条 (委員の選任)	7
第17条 (任務)	3	第46条 (委員の任期)	7
第4章 会計監査		第47条 (任務)	7
第18条 (組織)	3	第4款 選挙管理委員会	
第19条 (選定)	3	第48条 (委員の選任)	7
第20条 (立候補)	4	第49条 (委員の任期)	7
第21条 (任期)	4	第50条 (任務)	7
第22条 (欠員)	4	第5款 役員・会計監査候補者推薦委員会	
第23条 (任務)	4	第51条 (委員の選任)	8
第5章 相談役		第52条 (委員の任期)	8
第24条 (任命)	4	第53条 (任務)	8
第25条 (任期)	4	第6款 特別委員会	
第26条 (任務)	4	第54条 (委員の選任)	8
第6章 会議		第55条 (委員の任期)	8
第1節 会議の種類		第56条 (任務)	8
第27条	4	第7章 雑則	
第2節 総会		第57条 (表彰、慶弔及び感謝)	8
第28条 (総会)	4	第58条 (細則)	8
第29条 (総会の種類)	4	第59条 (改正)	8
第30条 (開催)	5	付則	9
第31条 (招集)	5	別表第1	10
		別表第2	11

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、横浜市立中丸小学校PTAと称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を横浜市立中丸小学校（以下「学校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校及び社会における児童の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 児童の生活環境の向上をはかる。
- 二 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 三 会員相互の親睦と理解を深め、教養をたかめる。

(方針)

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動を行う。

- 一 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と連携・協力する。
- 二 特定の政党にかたよる行為を行わない。
- 三 特定の宗教にかたよる行為を行わない。
- 四 営利を目的とする行為を行わない。
- 五 この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 六 学校の人事及び管理運営に干渉しない。
- 七 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）を遵守し、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。ただし、同法第18条第3項の各号に掲げる場合においては、個人情報を提供することができる。

(会員)

第6条 この会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校に在籍する児童の保護者
 - 二 学校に勤務する教職員
- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第2章 会計

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納めることとする。

- 一 この会の会費 1世帯及び1教職員につき月額400円。ただし、徴収する月数は、11か月とする。
 - 二 横浜市安全教育振興会費 1世帯につき年額500円。ただし、転入前の学校において当該年度の会費を納入している場合はこの限りでない。
- 2 会費の徴収及び納入の方法は、細則で定める。
- 3 転出入児童の会員については、在籍月数の会費を納めることとし、納入済みの金額が在籍月数による金額を上回るときは、その差額を返金する。

- 4 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、会費の減免を申し出ることができる。
- 一 国が認定する大規模災害が発生し、児童が居住する家屋に対して罹災証明書が発行されたとき
 - 二 児童が居住する住居部分が火災により全焼したとき
- 5 会員が前項の申し出を行うときは、この会に対して証明書の写しを提示しなければならない。
- 6 この会は、会員から第4項の申し出を受けたときは、証明書が発行された月から12か月分の会費を免除することができる。

(経費)

第8条 この会の活動に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、この会の活動以外に使用してはならない。

(予算)

第9条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、会計年度の開始日から5月総会までの会計は、前年度の例により支出することができる。

(決算)

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(組織)

第12条 この会の役員は、次のとおりとする。

- 一 会長 1名(保護者)
- 二 副会長 2名(保護者)
- 三 書記 2名(保護者1名、教職員1名)
- 四 会計 2名(保護者1名、教職員1名)

(選定)

第13条 役員は、総会において選挙により選定される。

- 2 選挙の方法は、細則で定める。

(立候補)

第14条 役員に立候補をする者は、告示に示す期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 立候補をする者がいないときは、第35条第1項第四号に規定する役員・会計監査候補者推薦委員会が候補者を指名推薦しなければならない。

(任期)

第15条 役員の任期は、4月1日以降1年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 会計の再任は、1回までとする。
- 3 任期終了後でも、後任者との事務引継ぎが終了するまで、その任務を行うものとする。

(欠員)

第16条 任期途中において役員に欠員が生じたときは、次により補充を行う。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

一 会長

イ 副会長の1名が代理する。

二 他の役員

イ 前任者の任期の残存期間が6か月以上の場合は、運営委員会が推薦を行い、第29条に規定する臨時総会を開催して会員の承認を得なければならない。

ロ 前任者の任期の残存期間が6か月未満の場合は、任務及び残存期間等を考慮して、運営委員会の責任において補充の要否を決定し、補充する場合は、運営委員会が推薦を行い、第29項に規定する臨時総会を開催して会員の承認を得る。

(任務)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

一 会長 会長は、この会を代表し、次の仕事を行う。

イ 会務の総理

ロ 別表第2に掲げる会議への出席

二 副会長 副会長は、次の仕事を行う。

イ 会長の補佐

ロ 会長不在時における仕事の代理

ハ その他必要な事項

三 書記 書記は、次の仕事を行う。

イ 総会、役員会及び運営委員会の議事の記録

ロ 書類の整理及び保管

ハ その他必要な事項

四 会計 会計は、次の仕事を行う。

イ 予算に基づく会計処理

ロ 5月総会における決算報告

ハ 予算の立案

ニ この会の財産の管理

第4章 会計監査

(組織)

第18条 この会は、会計を監査するため、会計監査を2名置く。

(選定)

第19条 会計監査は、総会において選挙により選定される。

2 選挙の方法は、細則で定める。

(立候補)

第20条 会計監査に立候補をする者は、告示に示される期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 立候補をする者がいないときは、第35条第1項第四号に規定する役員・会計監査候補者推薦委員会が候補者を指名推薦しなければならない。

(任期)

第21条 会計監査の任期は、4月1日以降1年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 再任は、1回までとする。

3 任期終了後でも、後任者との事務引継ぎが終了するまで、その任務を行うものとする。

(欠員)

第22条 任期途中において会計監査に欠員が生じたときは、残存期間に関係なく運営委員会が推薦し、第29条に規定する臨時総会を開催して会員の承認を得なければならない。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

(任務)

第23条 会計監査の任務は、次のとおりとする。

- 一 上半期に係る会計監査
- 二 決算時における会計監査

2 会計監査は、必要に応じて会計を監査することができる。

3 会計監査は、必要に応じてこの会に対し勧告をすることができる。

第5章 相談役

(任命)

第24条 この会は、会員以外の者を相談役として任命することができる。

2 相談役を置くときは、運営委員会が推薦し、会長が委嘱する。

(任期)

第25条 相談役の任期は、1年以内かつ委嘱された年度の3月31日までとする。

(任務)

第26条 相談役を委嘱された者は、この会の諮問に対して意見を述べることができる。

第6章 会議

第1節 会議の種類

第27条 会議には、総会、役員会及び委員会がある。

第2節 総会

(総会)

第28条 総会は、全ての会員によって組織され、この会の最高議決機関である。

(総会の種類)

第29条 総会には、定期総会と臨時総会がある。

(開催)

第30条 定期総会は、5月及び3月に開催する。

2 5月の総会の審議事項等は、次のとおりとする。

- 一 前年度の活動の報告及び承認
- 二 前年度の決算の報告及び承認
- 三 当該年度の事業計画案、予算案及びその他に関する審議及び決定
- 四 当該年度の役員及び会計監査の報告
- 五 その他

3 3月の総会の審議事項等は、次のとおりとする。

- 一 次年度の役員及び会計監査の選挙
- 二 その他

4 臨時総会は、次のいずれかのときに開催する。

- イ 運営委員会が必要と認めたとき
- ロ 会員が属する家庭数及び教職員会員の総数の5分の1以上の者から要求があったとき
- ハ 役員に欠員が生じたとき
- ニ 会計監査に欠員が生じたとき

5 総会は、書面等により開催することができる。

(招集)

第31条 総会は、会長が招集する。

2 総会を開催するときは、開催の5日前までに、日時、場所及び議案を書面等により会員に通知しなければならない。

(総会の成立)

第32条 総会は、会員が属する家庭数及び教職員会員の総数の5分の1以上の者の出席で成立する。

2 総会を書面等により開催するときは、書面表決書の提出をもって出席したものとみなすことができる。

(議決方法)

第33条 総会の議決は、次の方法による。

- 一 出席者の過半数により議決される。
- 二 議決権は、1家庭及び1教職員会員につき1票とする。
- 三 規約の改廃については、別に定める。

2 この会は、議決の結果を書面等により速やかに会員に報告しなければならない。

第3節 役員会

第34条 役員会に出席できる者は、別表第1(ろ)欄のとおりとする。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- 一 活動状況及び予算の執行状況の把握と助言
- 二 運営委員会に提出する議案の調整
- 三 その他必要な事項

第4節 委員会

第1款 総則

(委員会の種類)

第35条 この会に次の委員会をおく。

- 一 運営委員会
- 二 常任委員会
- 三 選挙管理委員会
- 四 役員・会計監査候補者推薦委員会

2 この会は、運営委員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第36条 前条の委員会（第1項第一号の運営委員会を除く。以下「各委員会」という。）に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

(欠員)

第37条 各委員会の委員に欠員が生じたときは、その委員会において任務及び前任者の任期の残存期間等を考慮して、補充の要否を決定する。

2 各委員会の委員長または副委員長に欠員が生じたときは、委員会を開催して補充する。

(開催)

第38条 各委員会の開催は、細則で定める。ただし、運営委員会を除く。

2 各委員会に出席できる者は、別表第1（に）欄のとおりとする。

3 各委員会の招集は、委員長が行う。

第2款 運営委員会

(運営委員会)

第39条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

(組織)

第40条 運営委員会に出席できる者は、別表第1（は）欄のとおりとする。

(開催)

第41条 運営委員会は、原則として月1回開催する。

2 次に掲げるときは、臨時に開催する。

- 一 会長が開催を必要とするとき
- 二 役員会が開催を必要とするとき
- 三 運営委員会の委員の半数以上から開催の要求があったとき

3 招集は、会長が行う。

4 運営委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(任務)

第42条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 細則及び内規の制定及び改廃
- 二 総会に提出する議案の審議
- 三 常任委員会において立案された活動計画の審議及び調整
- 四 会員から提案された事案の審議
- 五 その他

第3款 常任委員会

(常任委員会の設置)

第43条 この会は、各学年及び学級担任の教員並びに教職員との連絡を密にし、また、会員相互の親睦を深め、教育環境の整備を通じて児童の幸せな成長を図るため、常任委員会を置く。

(常任委員会の種類)

第44条 常任委員会の種類は、次のとおりとする。

- 一 学年学級委員会
- 二 広報委員会
- 三 保健成人委員会
- 四 校外委員会

(委員の選任)

第45条 委員の選任の方法は、細則で定める。

(委員の任期)

第46条 委員の任期は、4月1日以降1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第47条 第44条に掲げる委員会の任務は、細則で定める。

第4款 選挙管理委員会

(委員の選任)

第48条 委員の選任の方法は、細則で定める。

(委員の任期)

第49条 この委員会は、任務が終了したときに解散し、委員はその任が解かれる。

(任務)

第50条 選挙管理委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 役員及び会計監査の立候補の受付
- 二 役員・会計監査候補者推薦委員会からの役員及び会計監査の候補者の推薦の受付
- 三 役員及び会計監査の候補者の公示
- 四 選挙の執行

2 選挙を執行するときは、選挙の5日前までに候補者の氏名を会員に公示しなければならない。

第5款 役員・会計監査候補者推薦委員会

(委員の選任)

第51条 委員の選任の方法は、細則で定める。

(委員の任期)

第52条 この委員会は、任務が終了したときに解散し、委員はその任が解かれる。

(任務)

第53条 役員・会計監査候補者推薦委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 役員候補者の選挙管理委員会への指名推薦
 - 二 会計監査候補者の選挙管理委員会への指名推薦
- 2 立候補をする者の数が、第12条及び第18条に規定する定数に満たないときは、推薦する会員の氏名を、その児童の氏名及び所属する学級を付して、3月の総会の7日前までに選挙管理委員会に対して推薦しなければならない。
- 3 前項の推薦に当たっては、本人の同意を得ておかななければならない。

第6款 特別委員会

(委員の選任)

第54条 委員の選任の方法は、運営委員会で審議し、会長が任命することとする。

(委員の任期)

第55条 この委員会は、任務が終了したときに解散し、委員はその任が解かれる。

- 2 委員の任期は、会計年度内とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第56条 この委員会の任務は、第35条第2項の規定に基づきこの委員会を置くときに、運営委員会で定めることとする。

第7章 雑 則

(表彰、慶弔及び感謝)

第57条 この会は、会員及びその他の者に対して表彰、慶弔及び感謝の意を表すことができる。

- 2 前項の規定の適用については、細則で定める。

(細則)

第58条 規約の施行に必要な事項は、細則で定める。

(改正)

第59条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

- 2 この会は、総会の5日前までに、改正案を書面により、全ての会員に知らせなければならない。

付 則

(施行期日)

この規約は、昭和54年3月16日より効力を発し、即日施行する。

昭和46年 6月 8日 制 定

昭和53年 3月16日 一部改正

昭和54年 3月16日 改 正

昭和60年 2月15日 一部改正

昭和61年 2月20日 一部改正

平成 4年 3月 2日 一部改正

平成 4年 5月28日 一部改正

平成 7年 3月 2日 一部改正

平成 9年 3月 3日 一部改正

平成25年 3月 1日 一部改正

付 則

(施行期日)

この規約は、平成31年3月1日から効力を発し、平成31年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は、令和2年3月3日から効力を発し、令和2年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は、令和4年9月22日から効力を発し、令和4年10月1日より施行する。

別表第 1

会議の出席対象者（第 32 条、第 34 条、第 38 条、第 40 条関係）

区 分	役 職	(い)	(ろ)	(は)	(に)
		総 会	役 員 会	運営委員会	運営委員会 を除く委員 会
役 員	会 長	○	○	○	△
	副会長	○	○	○	△
	書記(保護者)	○	○	○	△
	書記(教職員)	○	○	○	△
	会計(保護者)	○	○	○	△
	会計(教職員)	○	○	○	△
相 談 役	——	△	△	△	△
常任委員会の委員	委員長	○	×	○	○
	副委員長	○	×	○	○
	上記を除く委員	○	×	×	○
	担当教職員	○	×	×	○
選挙管理委員会の委員 (役員・会計監査推薦 委員会の委員を兼務)	委員長	○	×	△	○
	副委員長	○	×	△	○
	上記を除く委員	○	×	△	○
	担当教職員	○	×	△	○
特別委員会の委員	委員長	○	×	○	○
	副委員長	○	×	○	○
	上記を除く委員	○	×	×	○
	担当教職員	○	×	×	○
会 計 監 査	——	○	×	×	×
上記を除く会員	保護者	○	×	×	×
	学校長	○	×	○	△
	副校長	○	×	○	△
	学校長及び副校長 を除く教職員	○	×	×	×
会長が出席を認める者	——	△	△	△	——
委員長が出席を認める者	——	——	——	——	△

(凡例) ○…出席対象 △…出席可能 ×…出席不可

別表第2

他の組織の会議への出席対象者

(1) 横浜市PTA連絡協議会（市P連）

		市P連の理事会	市P連の総会
本PTAの会長	区P連役員の時 (輪番制)	○	○
	上記以外	×	△
学 校 長		×	△
市P連の常置委員		×	○

(凡例) ○…出席対象 △…出席可能 ×…出席不可

(2) 神奈川区PTA連絡協議会（区P連）

	区P連の会長会	区P連の理事会	区P連の総会
本PTAの会長	○	○	○
学 校 長	×	○	○
市P連の常置委員	○	○	○

(凡例) ○…出席対象 ×…出席不可

※ 会長が出席できないときは、他の役員が代理出席するよう努めなければならない。

(3) 六角橋中学校ブロック学校運営協議会

	学校運営協議会
本PTAの会長	○
学 校 長	○
市P連の常置委員	×

(凡例) ○…出席対象（代理人による出席は不可） ×…出席不可